

地域における商業の活性化に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、吹田市産業振興条例（以下「条例」という。）に規定する産業振興施策のうち、商業振興施策の推進に関し、必要な事項を定めることにより、日常生活を支える地域密着型商業の基盤の強化及びその持続的な発展を促進し、もって地域のにぎわいを創出し、地域経済の循環及び活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、条例に定めるものの他、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 市内において商業又はサービス業に属する事業を営む者又は小売商業施設を設置する者をいう。
- (2) 商店街 市内において小売商業等が集積している地域をいう。
- (3) 小売市場 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）第3条第1項に規定する小売市場その他これに準ずるものをいう。
- (4) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合その他の小売商業者等の団体をいう。
- (5) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商業団体連合会その他これに類する団体をいう。

(基本方針)

第3条 地域における商業の活性化は、市が商業者等及び商店会、経済団体との協働の下に、商業の活性化のための施策を行うことにより推進されなければならない。

- 2 地域における商業の活性化は、商業者等が自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、商店会及び経済団体の自主活動と連携して、基本方針にのっとり、必要に応じ次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 商業の活性化に関する調査・研究
- (3) 商業者等への官公需の確保
- (4) 融資のあっせん
- (5) 助成金の交付
- (6) 人材の育成
- (7) 商店街の組織化及び組織強化への支援
- (8) 第6条第3項による活動への支援
- (9) その他市長が必要と認める施策

(商業者等の役割)

第5条 商業者等は、魅力ある店づくりが地域における商業の活性化に資することから、商店会及び経済団体との連携を図りながら、自らの事業の発展に努めるものとする。

- 2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む商業者等は、商店会へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 商業者等は、消費生活の向上、地域環境との調和及び地域の安心・安全の確保に十分配慮しなければならない。
- 4 市内において大型店を運営する者は、商業者等の受注機会の確保及び地元雇用の創出に努めるものとする。
- 5 市内において大型店を運営する者は、地域貢献活動に努めるものとする。

(商店会の役割)

第6条 商店会は、商店街及び小売市場が市民生活の利便性を向上させ、安全で快適な商業空間となるようその整備に努めものとする。

- 2 商店会は、商店街及び小売市場が地域における核としてにぎわいを創出し、市民の交流の場となるようその活性化を図るものとする。
- 3 商店会は、商業者等の加入を促進し、その組織基盤の強化に努めるとともに、商店会相互の連携を図るものとする。
- 4 商店会は、加入者等に対してその事業内容及び経理内容を明らかにしなければならない。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、商業者等に対する経営の相談、指導並びに商店会及び小売市場の運営、活動に対する指導、助言などの支援に努めるものとする。

- 2 経済団体は、商業の活性化に寄与する事業等を行うことにより地域における商業の持続的な発展を図るとともに、地域社会へ貢献するよう努めるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、経済団体について準用する。

(委任)

第8条 この要項の施行に関し必要な事項は、産業労働にぎわい部長が定める。

附 則

この要項は、平成22年1月1日から施行する。